

入札公告

那賀浄化センター等運転監視及び維持管理業務の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。なお、この入札による落札決定の効力は、入札の対象となる和歌山県における紀の川中流流域下水道の維持管理に係る予算が和歌山県議会において議決され、公益財団法人和歌山県下水道公社（以下「公社」という。）がその予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

令和6年1月12日

公益財団法人和歌山県下水道公社 理事長 西山 進

1 入札に付する業務の概要

- (1) 業務年度・業務番号 令和6年度 那賀第1号
- (2) 業務名 那賀浄化センター等運転監視及び維持管理業務
- (3) 業務場所 岩出市中島地内外
- (4) 業務概要 那賀浄化センター運転管理、ポンプ場（2カ所）管理、幹線管渠管理等
- (5) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 業務形態 単体または共同体
- (8) 支払条件 前払金 無
部分払 有
- (9) 契約の保証 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。なお、共同で受託する場合は、それぞれの者が下記の基準のうち（1）から（6）、（7）のア、（9）、（11）から（13）を満足し、かつ、いずれかの者が（7）のイからク、（8）及び（10）を満足する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公社の契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成28年4月1日施行）並びに和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第2条に規定する「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録している維持管理業者であること。
- (6) 申請者及び申請者の役員及び申請者が法人の場合は、総株主の議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者において、暴力団等と関わりが認められないこと。また、このことに対する誓約書を提出する者であること。
- (7) 本業務遂行上、下記に示す資格等の要件を満たす技術員を有すること。
 - ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に基づく同法施行令第15条の3に適合する者
 - イ 電気主任技術者（第三種以上）
 - ウ 第一種電気工事士
 - エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者（二種酸欠）
 - オ 甲種又は乙種第四類危険物取扱者
 - カ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者

- キ 玉掛け技能講習修了者
 - ク その他労働安全衛生法関係で必要な資格者
- (8) 和歌山県内の地方公共団体の公共下水道又は流域下水道の処理施設の運転管理業務を地方公共団体（地方公共団体が出資した公社を含む）から元請けとして単体又は共同体で受託した実績があること。
- (9) 会社の規模が、資本金1,000万円以上で当該業務遂行に必要な技術員数を有する者。
なお、技術員数については資格審査直前に国土交通大臣に報告されている「下水道処理施設維持管理業現況報告書」に基づくものとする。
- (10) 当該業務遂行に必要な次の技術員を専任で配置することが可能な者であること。
ただし、伊都処理場と那賀処理場における2つの業務について、業務総括責任者、副総括責任者のいずれかまたは両方に重複して同一人物を配置予定としている場合、最初の入札で落札者となった者は当該技術員を専任で配置することとなっているため、後に行われる入札に参加することができない。
なお、業務総括責任者又は副総括責任者は、次のアと兼任することができる。
- ア 前（7）に定める技術員
 - イ 業務総括責任者は、「登録規程」第3条第1号に基づく下水道処理施設管理技士資格者で下水道終末処理場において運転管理の指導的立場の経験を3年以上有し、「凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過」処理方式の知識を有する者
 - ウ 副総括責任者は、下水道終末処理場において運転管理の経験を5年以上有し、「凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過」処理方式の知識を有する者
 - エ その他必要な技術員
- (11) 令和5・6・7年度の公社の那賀処理区に係る業務種目「運転監視及び維持管理」の入札参加資格の登録を受けている者であること。
- (12) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (13) 共同体で受託を希望する者の場合は次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。
- ア 共同体の構成員は、2者であること。
 - イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
 - ウ 共同体の経営形態は、共同であること。
 - エ 共同体の代表者となる者は、前（10）のイの要件を満たした者を業務総括責任者として専任で配置することができること。
 - オ 共同体の構成員は、単体としての参加と共同体の構成員としての参加を兼ねることができない。また、2以上の共同体の構成員として参加することはできない。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、事前に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加資格審査申請手続を要する。
- (2) 入札参加資格審査申請書は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
- ア 交付期間 令和6年1月12日（金）から令和6年2月2日（金）までの和歌山県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで。
 - イ 交付場所 和歌山県岩出市中島1170番地
那賀浄化センター
電話番号 0736-63-4600
FAX番号 0736-63-4700
 - ウ その他 公益財団法人和歌山県下水道公社ホームページ
(<http://www.wakayama-spc.or.jp/>)（以下「公社HP」という。）からも入手できる。
- (3) 入札参加資格審査申請書の提出
- ア 提出締め切り日 令和6年2月2日（金）
 - イ 提出場所 (2)のイに同じ。

- ウ 提出方法 持参すること。ただし休日を除く日の午前10時から午後4時まで。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
- ・入札日の「県の休日を除いて」前日まで。
 - ・審査の終了したものから随時通知する。
- (5) 不適格通知に対する理由説明書請求期間
- 通知を受けた日の翌日から「県の休日を除いて」10日以内
- (6) 回答期限
- 請求を受けた日の翌日から「県の休日を除いて」3日以内
- (7) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
- ア 閲覧期間 令和6年1月12日(金)から令和6年2月9日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時まで。
- イ 閲覧場所 (2)のイに同じ。
- (8) 設計図書等に対する質問及び回答
- ア 受付期間 令和6年1月18日(木)から令和6年1月22日(月)までの休日を除く各午前10時から午後4時まで。
- イ 受付方法 直接持参若しくはファクシミリで提出すること。
- ウ 受付場所 (2)のイに同じ。
- エ 回答予定日 令和6年1月26日(金)
- オ 回答の閲覧方法 公社HP及び那賀浄化センターの掲示板に公表する。

4 入札等に関する事項

- (1) 入札日時及び場所
- ア 入札日時 令和6年2月14日(水)午後1時30分
- イ 入札場所 和歌山県岩出市中島1170番地
那賀浄化センター会議室(2F)
- (2) 入札書等の提出について
- 入札説明書による
- (3) 入札の無効について
- 本公告に示した入札参加資格要件を満たさない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
- (4) その他
- その他については、入札説明書による。

5 開札等に関する事項

- (1) 開札日時及び場所
- ア 開札日時 4(1)のアに同じ
- イ 開札場所 4(1)のイに同じ
- (2) 落札者の決定方法
- 予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く)の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

6 入札結果に関する事項

- (1) 入札結果の公表予定
- 公表日 令和6年2月15日(木)
- (2) 公表方法
- 入札結果の公表は、公社HPに掲載するとともに、那賀浄化センターの掲示板において公表するものとする。